

第4章 固定資産台帳 I 整備目的

○固定資産台帳（すべての保有資産を網羅）

品目ごとに取得価額、償却額計算に必要な要素、償却額、同累計、償却後帳簿残高、廃棄、売却に関する記録等記入

○現行法制度上、次の台帳等を備える。

①「公有財産台帳」

②道路、公園等インフラ資産に係る「法定台帳」

（道路法；道路台帳など、個別法により義務付有）

⇒必ずしも全ての保有資産の網羅的整備が前提ではない

⇒資産価値に係る情報の把握が前提ではない

80

第4章 I 整備目的

○公有財産台帳

公有財産【普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次の財産（基金を除く）】の現況を記録

①不動産、②船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック、航空機

③前二号に掲げる不動産及び動産の従物

④地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

⑤特許権、著作権、商標権、実用新案権など、⑥株式、社債、地方債及び国債など、⑦出資による権利、⑧財産の信託の受益権

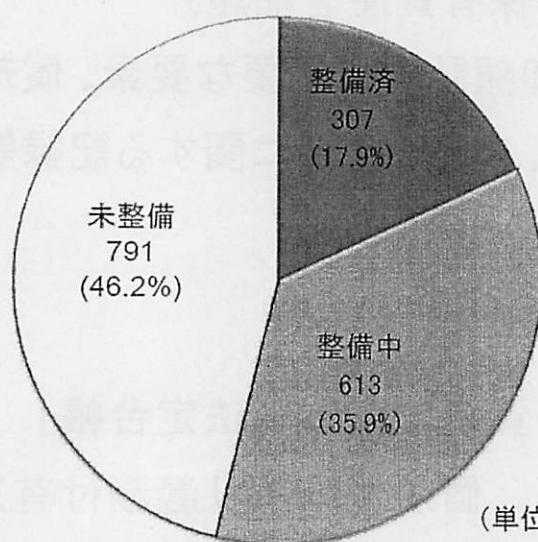
自団体の資産状況の正しい把握、他団体との比較可能性確保には、⇒正確な固定資産に係る情報が不可欠

⇒固定資産台帳の整備が必要

81

固定資産台帳の整備状況（平成23年度決算）

（平成25年3月31日時点）



区分	団体数	割合
整備済	307	(17.9%)
整備中	613	(35.9%)
未整備	791	(46.2%)
合計	1,711	(100%)

（単位：団体、％）

※ 平成23年度決算に係る財務書類の作成団体(1,711団体)における整備状況
 ※ 整備中の団体には、過去に一旦は整備したが定期的な管理(更新)ができていない団体(54団体)を含む

82

固定資産台帳と公有財産台帳の主な相違点

固定資産台帳とは

固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿。所有するすべての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものであり、財務書類作成の基礎となる補助簿の役割を果たすとともに地方公共団体の保有する財産（固定資産）の適切な管理及び有効活用に役立つ。

公有財産台帳との主な相違点

各地方公共団体では、地方自治法で定められている公有財産の管理や決算の参考書類として作成される「財産に関する調書」の調製等のために、公有財産台帳を整備・管理しているところであるが、主に以下の点において固定資産台帳と相違する。

	公有財産台帳	固定資産台帳
管理の主眼	財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理	会計と連動した現物管理
対象資産の範囲	建物・土地・備品等が中心（道路、河川など同台帳上に整備されていない資産もある）	すべての固定資産
資本的支出と修繕費	明確な区分なし	区分あり
付随費用	明確な区分なし	区分あり
金額情報	なし（原則）	あり
減価償却	なし	あり

平成27年1月総務省資料（資産評価及び固定資産台帳整備の手引き）

83

第4章 II 記載項目

○必要最小限の項目とすることを基本とする。

- ・一資産単位ごとに

⇒勘定科目、名称、取得年月日、取得価額等、耐用年数、減価償却累計額、帳簿価額、数量等の情報

- ・個々の固定資産台帳の記載項目

⇒別紙；固定資産台帳の記載項目の例（①基本項目）

○固定資産台帳を公共施設マネジメント等に活用

⇒上記「記載項目の例」（②追加項目）

各地方公共団体の判断により、記載する項目を追加

84

第4章 III 記載対象範囲

○固定資産台帳 ⇒全ての固定資産を1単位ごとに記載する台帳、以後継続的に増減記録

①既に耐用年数が経過、②表示登記が行われていない法定外公共物の条件に該当するものは、原則、資産に記載せず

IV 記載単位 = 固定資産台帳の資産の「1単位」の区分

①現物との照合が可能な単位、対応する価額の特定可能

②取替や更新を行う単位であること（減価償却の単位等）

⇒棟、個、台、筆、㎡、M 等を基本とする。

○開始時の例外⇒一定の許容有、後の整備・更新時に精緻化

- ・1区間単位の価額算定が困難、道路の取得価額など

固定資産台帳の記載項目の例

①基本項目 (新地方公会計モデルに項目を追加)	
番号	
枝番	
所在地	
所属(部局等)	
勘定科目(種目・種別)	
件名(施設名)	
リース区分	
耐用年数分類(構造)	
耐用年数	
取得年月日	
供用開始年月日	
取得価額等	
所有割合	
増減異動日付	
増減異動前簿価	
増減異動事由	
今回増加額	
今回増加内訳	有償取得額
	無償所管換増分
	その他無償取得分
	調査判明増分
	振替増額
今回減少内訳	評価等増額
	今回減少額
	除売却額
	無償所管換減分
	その他無償減分
今回減少内訳	評価等減額
	減価償却額
	振替・分割減額
	評価等減額
	増減異動後簿価(期末簿価)

会計区分
予算執行科目
用途
事業分類
開始時見積資産
各種属性情報
売却可能区分
時価等
完全除却済記号
数量((延べ床)面積)
階数(建物)
地目(土地)
稼働年数
目的別資産区分
減価償却累計額
財産区分(行政財産・普通財産)
公有財産台帳番号
法定台帳番号

②追加項目 (公共施設マネジメント等に活用するための項目を追加)
取得財産内訳
耐震診断状況(建物)
耐震化状況(建物)
長寿命化履歴
複合化状況
利用者数(件数)
稼働率
運営方式
運営時間
職員人数
ランニングコスト



平成27年1月総務省資料(資産評価及び固定資産台帳整備の手引き)

有形固定資産等の評価基準

[] 内は取得原価が不明な場合

	開始時		開始後	再評価
	昭和59年度以前取得分	昭和60年度以後取得分		
非償却資産 ※棚卸資産を除く	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	立木竹のみ 6年に1回程度
道路、河川及び 水路の敷地	備忘価額1円	取得原価 [備忘価額1円]	取得原価	—
償却資産 ※棚卸資産を除く	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	—
棚卸資産	低価法	低価法	低価法	原則として毎年度

備考1 適正な対価を支払わずに取得したものは原則として再調達原価(ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地は原則として備忘価額1円)

備考2 既に固定資産台帳が整備済または整備中であって、基準モデル等に基づいて評価されている資産について、合理的かつ客観的な基準によって評価されたものであれば、引き続き、当該評価額によることを許容(その場合、道路、河川及び水路の敷地については、上表による評価額を注記)

備考3 売却可能資産については、売却可能価額を注記し、当該価額は原則として毎年度再評価

第4章 V 整備手順等の実務(1)

1 整備手順・整備期間

○固定資産台帳の整備手順

①計画・準備、②様式の作成、③資産の棚卸、④データ作成、⑤データ統合、⑥開始時簿価の算定、⑦固定資産台帳の作成

○固定資産台帳の整備期間⇒1～2年間以内を目安

○資産の棚卸からデータ作成・統合を経て固定資産台帳を作成するまでの過程⇒1年間以内（年度内）が適当

88

第4章 V 整備手順等の実務(2)

2 整備後の管理手順

○固定資産台帳の整備後（資産の取得・異動）の管理手順

⇒①資産の棚卸（現物確認）、②登録データの作成、③公有財産台帳登録、④執行データとの照合、寄附・寄贈の調査等、⑤固定資産台帳登録・⑥台帳に反映

☆日々仕訳の場合⇒仕訳発生の都度、固定資産台帳に登録

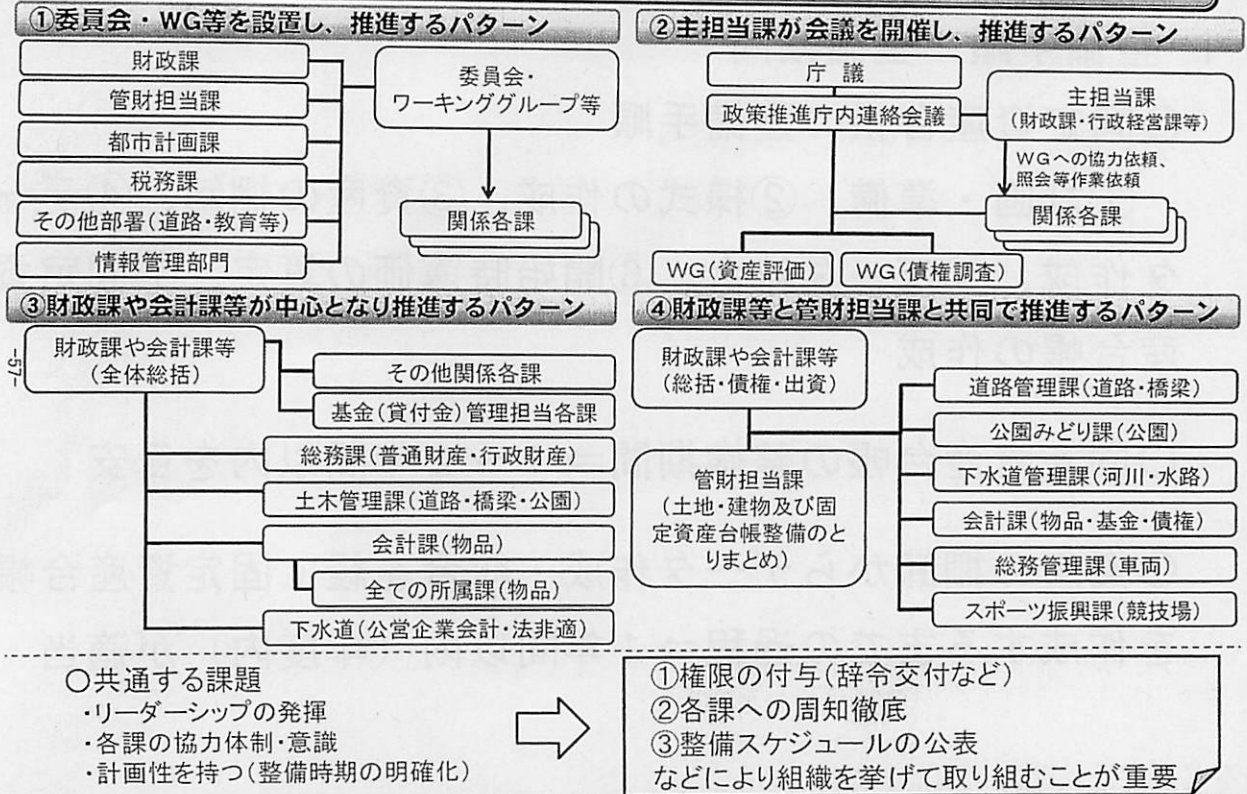
☆期末一括仕訳の場合

⇒日々の執行データ；既存の財務会計システム等に蓄積
期末に一括仕訳を行った後に固定資産台帳に登録

⇒年度末の状況把握（台帳・貸借対照表の残高一致確認）

89

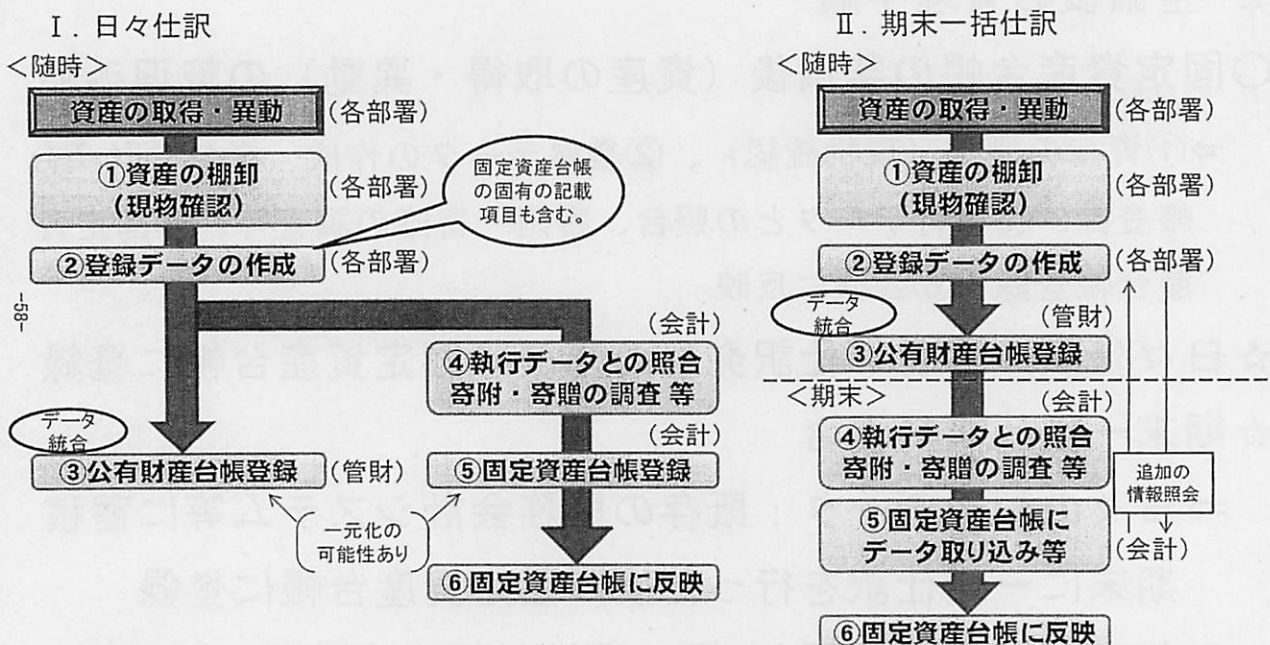
庁内の体制整備の例



90

固定資産台帳管理(毎年)の流れの例

※公有財産台帳の整備が前提



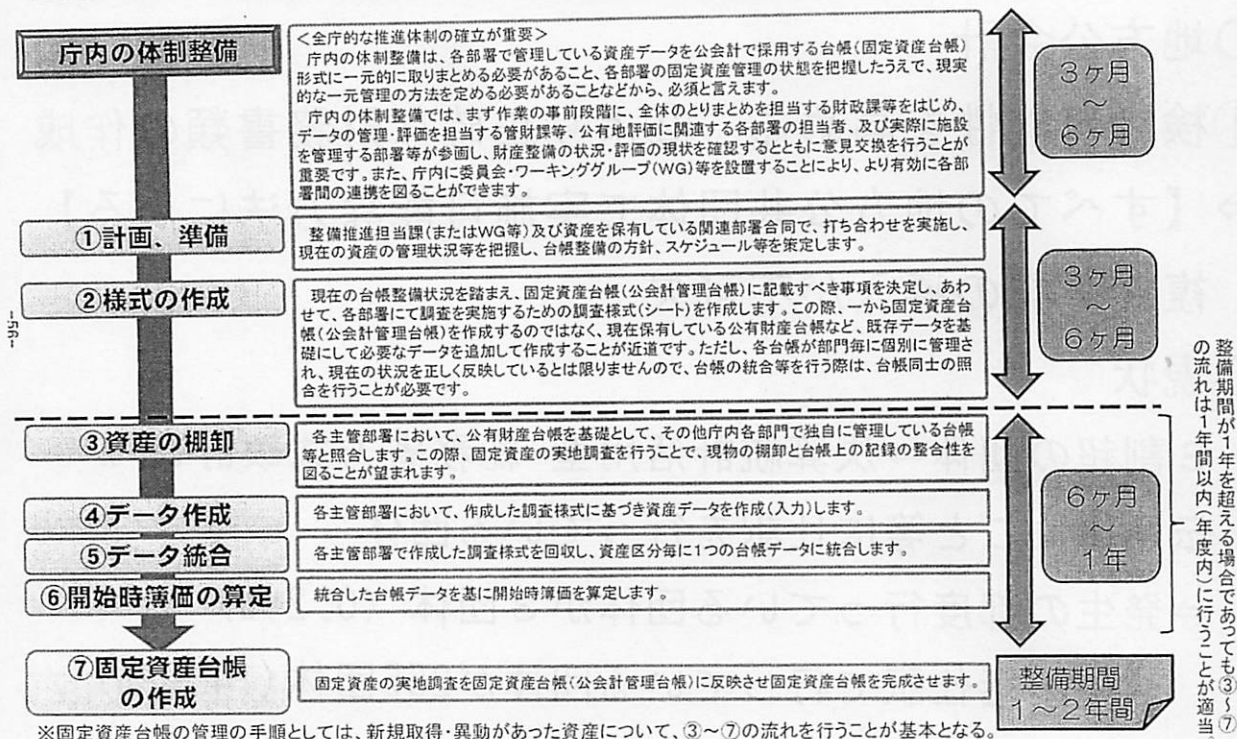
※1 新規に取得又は異動した資産以外についても、年1回を基本として固定資産台帳整備・管理担当課が各部署に照会をかけ、年度末の状況を把握する。

※2 期末に、固定資産台帳と貸借対照表の資産残高が一致しているか確認する。

91

固定資産台帳整備の流れの例

整備期間の例



92

固定資産台帳の整備に関する課題等

整備済団体

- 取得価額や財源が不明である事例も多く、数多くの資産の洗い出しや照合、資産の評価に時間を要した。
- 資産の評価に専門的かつ広範囲な知識が求められた。
- 従来の財産管理システムでは管理対象外であった道路等のインフラ資産について、膨大な作業量が発生するとともに、関係課への調査に時間を要した。
- 資本的支出・修繕費の区分、事業用資産・インフラ資産の区分、耐用年数の設定に苦慮した。
- 毎年度の管理（更新）の作業量が膨大である。
- 担当者の人事異動により管理（更新）に苦慮している。
- 外部委託しているが、毎年度の管理経費を要するため、財政的な負担がある。
- 整備後に台帳の登載漏れが判明し、再調査を実施した。

整備中又は未整備団体

- 資産の洗い出しや照合、資産の評価に時間を要する。
- 特に道路等のインフラ資産については、取得価額が不明なものも多く、評価額の算定に膨大な作業を要する。
- 整備に係る人的・財政的負担が大きいと、整備の目処が立っていない。
- 具体的な活用方法が見えない中、費用対効果の面で固定資産台帳の整備にとりかかるのを躊躇している。
- 庁内関係課に対して、固定資産台帳の整備の意義や利用価値を理解してもらうことが困難で、連携に苦慮している。
- 必要性は理解しているが、担当が他業務と兼務していることもあり、人員不足で取りかかることができない。
- 専門的な知識を持った職員が不足している。
- 合併前団体ごとに台帳の整備状況が相違しており、その集約作業に膨大な時間と労力を要する。

第5章 I 地方公共団体における複式簿記の導入

○地方公会計

- ①検証可能性を高める ②より正確な財務書類の作成
⇒【すべての地方公共団体で実施可能な方法による】
複式簿記の導入が不可欠

○現状

- ・ 8割超の団体⇒決算統計活用型・総務省方式改訂モデル
- ・ 伝票単位ごと等に仕訳を行っている団体
⇒発生の都度行っている団体が3団体（0.2%）
期末一括仕訳で行っている団体が255団体（14.9%）

94

第5章 II 複式簿記を導入する意義

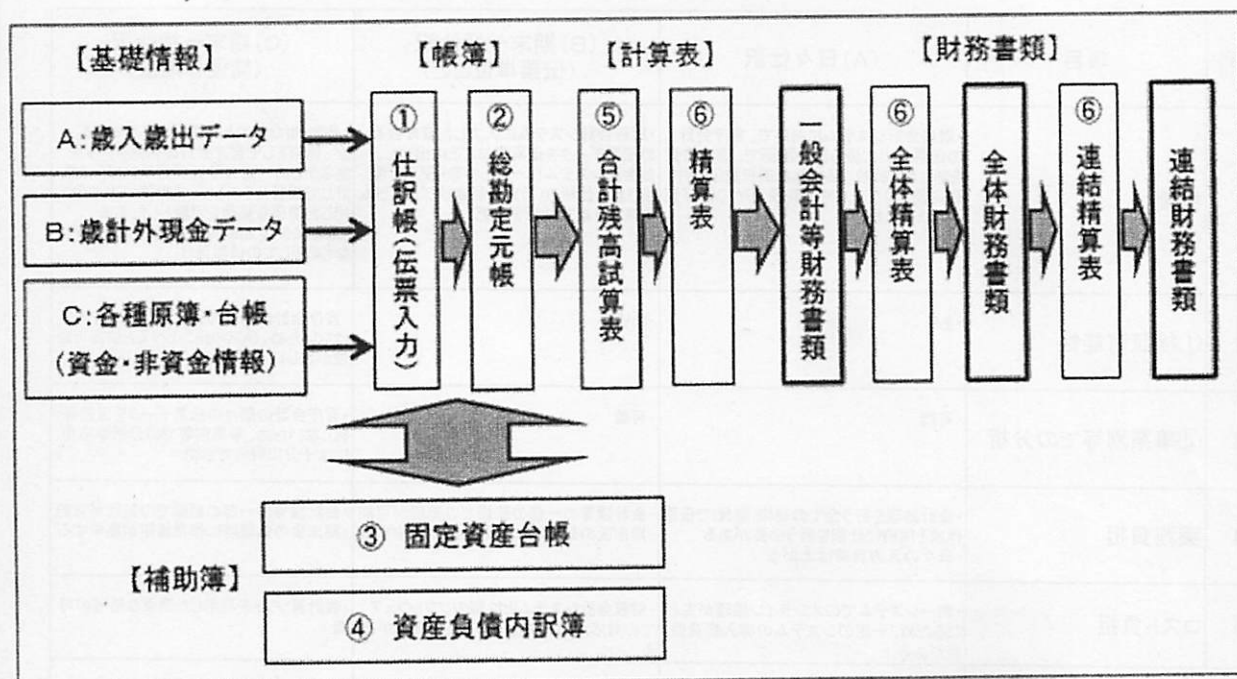
- ①帳簿体系維持・貸借対照表と固定資産台帳を相互に照合
することで検証が可能
⇒より正確な財務書類の作成に寄与
- ②事業別・施設別等より細かいフルコスト情報の分析可能

III 複式簿記の方法（現行）

- A. 日々仕訳；取引の都度、伝票単位ごとに仕訳
- B. 期末一括仕訳；期末に一括して仕訳、伝票単位ごと
- C. 期末一括仕訳；簡便法、一定の予算科目単位ごと

⇒上記Ⅱから、A. 日々仕訳が望ましいものの、事務負担や経費負担等を勘案し、Ⅱ①が満たされ、②にも資するなら、期末に一括して仕訳を生成する方法も差支えない。

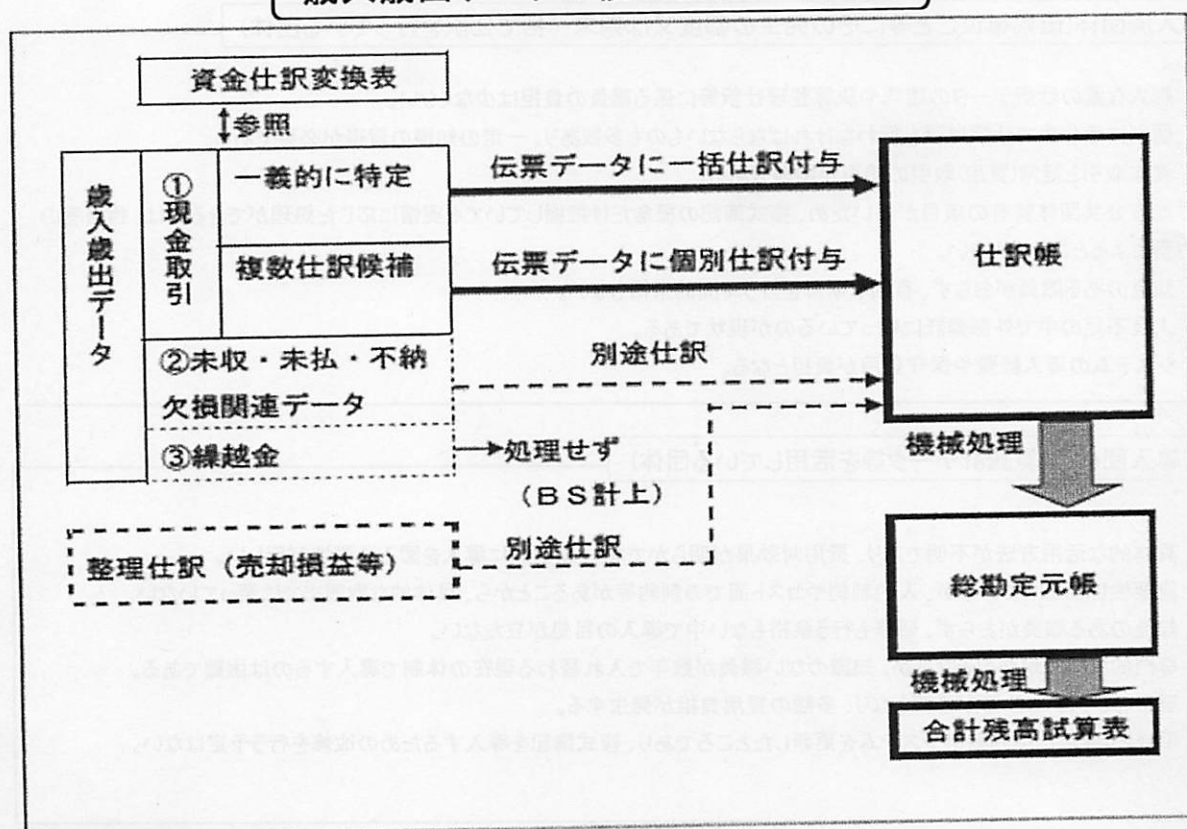
財務諸表の作成手順



96

平成27年1月総務省資料(財務書類作成要領)

歳入歳出データの複式帳簿への変換



97

平成27年1月総務省資料(財務書類作成要領)

複式簿記の程度の比較

番号	項目	(A) 日々仕訳	(B) 期末一括仕訳 (伝票単位ごと)	(C) 期末一括仕訳 (簡便作成法)
1	概要	・財務会計システムにおいて、官庁会計の伝票入力に係る同一画面で、複式情報をあらかじめ絞り込まれた選択肢(勘定科目変換プログラムを事前設定)から選び変換される仕組み	・財務会計システムに入力した官庁会計の伝票データを伝票単位ごとに出力し、公会計システムに一括して取り込み、変換される仕組み(勘定科目変換プログラムに基づき複式仕訳を実施)	・基本的には(B)と同様な仕組みであるが、原則として官庁会計の伝票データをあらかじめ一定の予算科目単位ごとに集計して組替えることで、表計算ソフトを利用した簡便な処理を可能とした手法 ・基準モデルでは、(B)の暫定的・過渡的なものとしての位置付け
2	①検証可能性	・あり	・あり	・官庁会計の個々の伝票データの組替ではないため、(A)や(B)に比べると検証可能性が乏しい
3	②事業別等での分析	・可能	・可能	・官庁会計の個々の伝票データを直接保有しないため、事業別等での分析や応用には十分に対応できない
4	実務負担	・会計処理を行う全ての組織(職員)で伝票作成と同時に仕訳を行う必要がある ・日々の入力負担は上がる	・会計課等の一部の組織での処理が可能 ・期末後の処理時に作業負担が集中する	・会計課等の一部の組織での処理が可能 ・期末後の処理時に作業負担が集中する
5	コスト負担	・同一システムでのオンライン処理が主となるため、一定のシステムの導入経費負担がある	・財務会計システムとは別のソフトウェアでの対応が可能であるが、経費負担がある	・表計算ソフトを利用した簡便な処理が可能
6	財務書類の開示時期	・出納整理期間後、より早期の作成・開示が可能	・出納整理期間後、早期の作成・開示が可能	・出納整理期間後、早期の作成・開示が可能

平成26年4月総務省資料(参考資料)

98

複式簿記の導入に関する課題等

導入済団体(伝票単位ごと等にその発生の都度又は期末一括で仕訳を行っている団体)

- 膨大な量の仕訳データの確認や決算整理仕訳等に係る職員の負担は少なくない。
- 個別に手作業で仕訳処理を行わなければならないものも多数あり、一定の知識の習得が必要である。
- 資本取引と経常(費用)取引の線引が困難である。
- 地方公共団体特有の項目が多いため、複式簿記の概念だけ把握していても実情に応じた処理ができるかは、担当者の力量によるところが大きい。
- 知見のある職員がおらず、有効な研修を行う時間的余裕もない。
- 人員不足の中で外部委託に頼っているのが現状である。
- システムの導入経費や保守費用が負担となる。

未導入団体(決算統計データ等を活用している団体)

- 具体的な活用方法が不明であり、費用対効果が明らかでなく、積極的に導入を図る必要性が乏しい。
- 重要性は認識しているが、人的制約やコスト面での制約等があることから、具体的な取組までに至っていない。
- 知見のある職員がおらず、研修も行う余裕もない中で導入の目処が立たない。
- 専門的な知識が必要となるが、知識のない職員が数年で入れ替わる現在の体制で導入するのは困難である。
- 現行のシステム改修が必要となり、多額の費用負担が発生する。
- 平成24年度に財務会計システムを更新したところであり、複式簿記を導入するための改修を行う予定はない。

平成26年4月総務省資料(参考資料)

99

第6章 今後の実務上の課題と対応の方向性

新たな地方公会計基準導入のため、①下記課題、②国際公会計基準の動向、③国の公会計基準等に十分留意し、より詳細な要領等の策定（実務レベル）が必要

I 開示等にあたってのわかりやすい表示等

○実務に携わる職員や財務情報利用関係者の理解促進
⇒分かり易い財務情報開示や団体の実状に応じ工夫

○関係者の利活用・政策形成に有効に活用資する
⇒容易に有用な財務情報の入手、情報の正確性確保の工夫

○より有用でわかりやすい情報を提供するため
⇒財務書類以外の財務情報の開示（将来財務情報や行政サービスの提供内容等）の検討が必要

100

第6章 II 活用の充実等

【財政の効率化・適正化に向けた財務書類の活用】

①他団体との比較、②各団体の経年比較等財務状況分析、
③住民や議会等に対する財務状況説明

【情報の充実】

○将来世代と現世代の負担公平性の情報、○事業別情報

【さらなる活用の充実が必要】前提；作成・公表の早期化

○行政評価や予算編成、施設老朽化対策等、住民・議会への財務書類説明を含めPDCAサイクルにつなげる

III 地方公会計の整備促進に貢献する人材の育成・教育

○職員等の人材育成・継続的な教育が必要

○団体内部の会計処理体制の充実・強化

101

財務書類の活用方策

行政内部での活用（マネジメント）

マクロ的視点

財政運営上の目標設定

財務書類に係る指標を財政運営上の目標値に設定
 例) 資産老朽化比率(50%→40%)
 純資産比率(50%→60%) 等

資産の適切な管理

- 将来の施設更新必要額の推計
 → 施設の更新時期の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討
- 未収債権の徴収体制の強化
 → 貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

ミクロ的視点

セグメント分析

事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能

- 行政評価との連携
 → 利用者1人当たりコスト等を活用して評価
- 受益者負担の適正化
 → 受益者負担割合による施設使用料の見直し
- 施設の統廃合
 → 施設別コストの分析による統廃合の検討
- 予算編成への活用
 → ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討

情報開示

行政外部での活用

- IR資料等としての活用
 → 投資家等の市場関係者に対する説明資料として活用
- 地方議会での活用
 → 財務状況の審議を深めることによる監視機能の効果的な発揮

第6章 IV 地方公共団体における事務負担等

○ 現行の財務書類の作成方式からの組替方法の提示等

○ 小規模団体の体制確保・コストの負担等を工夫・配慮

V システム整備

○ 既存公有財産台帳システムや道路台帳システム等と連携

○ 各種の財産台帳等と、固定資産台帳間の共通情報の一括入力など一元化したシステムの整備を検討

○ 既存公有財産台帳システム等改修⇒固定資産台帳も作成

○ 複式仕訳の導入⇒財務会計システムや公債管理システム等から情報を取得し、複式仕訳に変換するシステムを整備

⇒クラウドの活用等更なる効率化の手法を検討

第6章 VI 連結等の取扱い

○連結財務書類の対象範囲・体系

○連結対象団体の決算日・会計処理基準の相違

○連結処理手順、地方公営企業法適用範囲拡大の対応

⇒集計方法等・SNA活用も含め、今後要領等で整理

VII 実務の円滑な実施に向けた全体的なロードマップの提示

○本基準の導入にあたっては、

①地方公営企業法の財務規定等の適用範囲拡大の議論

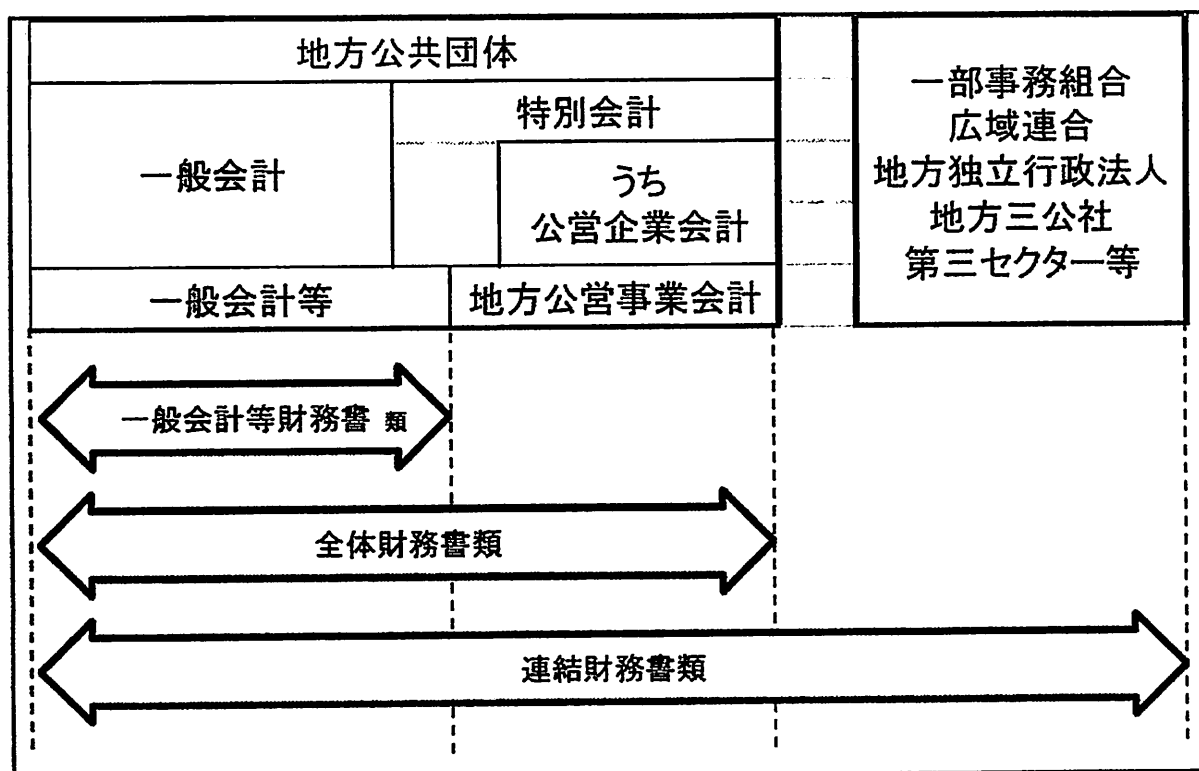
②スケジュール等を踏まえ、

地方公共団体に対して全体的なロードマップを示し、円滑に実務が実施できるよう配慮すべきである。

104

連結財務書類の対象となる会計

再掲



財務書類は、「一般会計等」、「全体」、「連結」財務書類の作成が求められている。

平成27年1月総務省資料(連結財務書類作成の手引き)

105

連結財務書類の対象範囲

	都道府県・市区町村	一部事務組合・広域連合	地方独立行政法人	地方三公社	第三セクター等
全部連結	○ (全部連結)	—	○ (業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体が全部連結)	○ (業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体が全部連結)	○ (出資割合 50%超又は出資割合 50%以下で業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体が全部連結)
比例連結	—	○ (経費負担割合等に応じて比例連結)	△ (業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体を特定できない場合は、出資割合、活動実態等に応じて比例連結)	△ (業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体を特定できない場合は、出資割合、活動実態等に応じて比例連結)	△ (業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体を特定できない場合は、出資割合、活動実態等に応じて比例連結)

注1 全部連結とは、連結対象団体（会計）の財務書類のすべてを合算することをいいます。

注2 比例連結とは、連結対象団体（会計）の財務書類を出資割合等に応じて合算することをいいます。

連結貸借対照表

(平成 年 月 日現在)

科目		金額	科目	金額
【資産の部】			【負債の部】	
固定資産			固定負債	
有形固定資産			地方債等	
事業用資産			長期未払金	
...			退職手当引当金	
インフラ資産			損失補償等引当金	
...			その他	
物品			流動負債	
物品減価償却累計額			1年内償還予定地方債等	
無形固定資産			未払金	
ソフトウェア			未払費用	
その他			前受金	
投資その他の資産			前受収益	
投資及び出資金			賞与等引当金	
...			預り金	
長期延滞債権			その他	
長期貸付金			負債合計	
基金			【純資産の部】	
...			固定資産等形成分	
その他			余剰分(不足分)	
徴収不能引当金			他団体出資等分	
流動資産				
現金預金				
未収金				
短期貸付金				
基金				
財政調整基金				
減債基金				
棚卸資産				
その他				
徴収不能引当金				
繰延資産				
資産合計			純資産合計	
			負債及び純資産合計	

① 合計額を記載

② 純資産変動計算書より転記

③ 純資産額から固定資産等形成分と他団体出資等分を合わせた額を引いた額を記載

連結純資産変動計算書
自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

(単位:)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高				
純行政コスト(△)				
財源				
税収等				
国県等補助金				
本年度差額				
固定資産等の変動(内部変動)				
有形固定資産等の増加				
有形固定資産等の減少				
貸付金・基金等の増加				
貸付金・基金等の減少				
資産評価差額				
無償所管換等				
他団体出資等分の増加				
他団体出資等分の減少				
その他				
本年度純資産変動額				
本年度末純資産残高		連結貸借対照表より転記		

省略可能

平成27年1月総務省資料(連結財務書類作成の手引き)

108

連結行政コスト計算書
自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

(単位:)

科目	金額
経常費用	
業務費用	
人件費	
職員給与費	
賞与等引当金繰入額	
退職手当引当金繰入額	
その他	
物件費等	
物件費	
維持補修費	
減価償却費	
その他	
その他の業務費用	
支払利息	
徴収不能引当金繰入額	
その他	
移転費用	
補助金等	
社会保障給付	
その他	
経常収益	
使用料及び手数料	
その他	
純経常行政コスト	
臨時損失	
災害復旧事業費	
資産除売却損	
損失補償等引当金繰入額	
その他	
臨時利益	
資産売却益	
その他	
純行政コスト	

平成27年1月総務省資料(連結財務書類作成の手引き)

109

連結行政コスト及び純資産変動計算書

自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

科目	金額			
経常費用				
業務費用				
人件費				
職員給与費				
賞与等引当金繰入額				
退職手当引当金繰入額				
その他				
物件費等				
物件費				
維持補修費				
減価償却費				
その他				
その他の業務費用				
支払利息				
徴収不能引当金繰入額				
その他				
移転費用				
補助金等				
社会保障給付				
その他				
経常収益				
使用料及び手数料				
その他				
経常行政コスト				
臨時損失				
災害復旧事業費				
資産売却損				
損失補償等引当金繰入額				
その他				
臨時利益				
資産売却益				
その他				
経行政コスト				
財源				
徴収等				
国県等補助金				
本年度損益				
固定資産等の変動(内部変動)				
有形固定資産等の増加				
有形固定資産等の減少				
貸付金・基金等の増加				
貸付金・基金等の減少				
資産評価差額				
繰越前貸換等				
他団体出資等分の増加				
他団体出資等分の減少				
その他				
本年度純資産変動額				
前年度末純資産残高				
本年度末純資産残高				

(単位)

平成27年1月総務
省資料(連結財務書
類作成の手引き)

110

連結純資産変動計算書の内容に関する明細

(1)財源の明細

(単位)

会計	区分	財源の内容	金額
一般会計	税収等	地方税	
		地方交付税	
		地方譲与税	
			
		小計	
	国県等補助金	資本的補助金	
		国庫支出金	
		都道府県等支出金	
			
		計	
		経常的補助金	
		国庫支出金	
		都道府県等支出金	
			
		計	
		小計	
	合計		
特別会計			
.....			
地方独立行政法人			
.....			

平成27年1月総務省資料(連結財務書類作成の手引き)

111

連結財務書類の作成手順の概要

連結作業項目		作業概要
1	連結対象団体（会計）の決定	① 地方公営事業会計：すべて全部連結 ② 一部事務組合・広域連合：すべて比例連結 ③ 地方独立行政法人及び地方三公社：すべて全部連結または比例連結 ④ 第三セクター等：出資割合等に応じて連結対象（全部連結または比例連結）かを判断。出資割合25%未満で損失補償等を付している等の重要性がない場合は比例連結の対象としないことも可能。
2	法定決算書類の取寄せまたは個別財務書類の作成	① 法定決算書類として貸借対照表等を作成している連結対象団体（会計）分を取り寄せ（法適用公営企業会計、地方独立行政法人、地方三公社、第三セクター等） ② 法定決算書類として貸借対照表等を作成していない連結対象団体（会計）は一般会計等の作成要領に準拠して新たに個別財務書類を作成（法非適用の地方公営事業会計、一般会計型及び法非適用の公営事業型の一部事務組合・広域連合）
3	法定決算書類の読替え	① 法定決算書類ごとに異なる表示科目を統一的な基準の連結財務書類の科目に揃えるため、本手引きに示されている「連結科目対応表」などにに基づき読替え
4	法定決算書類の連結修正等	① 各法定決算書類を一般会計等財務書類の作成基準に揃えるため、有形固定資産等の再評価等の会計処理方法を修正（任意） ② 出納整理期間中の取引は、現金の受払いが年度末までに完了したものととして調整
5	純計処理（単純合算と内部取引の相殺消去等）	① 内部取引調査票により、連結対象団体（会計）内での取引の計上科目と金額の確定 ② 連結内部の取引高及び残高の相殺消去（連結対象内の取引を消す作業） ③ 各連結対象団体（会計）の額を単純合算し、連結修正等及び相殺消去分を差し引いたのち、純計を算出

112

平成27年1月総務省資料（連結財務書類作成の手引き）

相殺消去の典型的な類型

取引のパターン	必要となる相殺消去	
ア 投資と資本の相殺消去	(出資した側) ・貸借対照表の「投資及び出資金」の「出資金」または「その他」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去	(出資を受けた側) ・貸借対照表の「純資産の部」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去
イ 貸付金・借入金等の債権債務の相殺消去	(貸し付けた側) ・貸借対照表の「長期貸付金」または／及び「短期貸付金」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去	(借り入れた側) ・貸借対照表の「地方債等」または／及び「1年内償還予定地方債等」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去
ウ 補助金支出と補助金収入（取引高の相殺消去）	(補助した側) ・行政コスト計算書の「補助金等」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去	(補助を受けた側) ・純資産変動計算書の「国県等補助金」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去
エ 会計間の繰入れ・繰出し（取引高の相殺消去）	(繰出した側) ・行政コスト計算書の「他会計への繰出金」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去	(繰入れた側) ・純資産変動計算書の「税収等」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去
オ 資産購入と売却の相殺消去（取引高の相殺消去）	(売却した側) ・行政コスト計算書 ・売却損が生じた場合 「資産除売却損」(資産売却損相当額)を減額 ・売却益が生じた場合 「資産売却益」(資産売却益相当額)を減額 ・資金収支計算書 売買取引相当額を「資産売却収入」から減額	(購入した側) ・貸借対照表 ・売却損が生じた場合 資産売却損相当額を「有形固定資産」に加算 ・売却益が生じた場合 資産売却益相当額を「有形固定資産」から減額 ・資金収支計算書 売買取引相当額を「公共施設等整備費支出」から減額
カ 委託料の支払と受取（取引高の相殺消去）	(委託した側) ・行政コスト計算書の「物件費」を減額 ・資金収支計算書の「物件費等支出」を減額	(受託した側) ・行政コスト計算書の「経常収益」の「その他」を減額 ・資金収支計算書の「業務収入」の「その他の収入」を減額
キ 利息の支払と受取（取引高の相殺消去）	(利息を受け取った側) ・行政コスト計算書の「経常収益」の「その他」を減額 ・資金収支計算書の「業務収入」の「その他の収入」を減額	(利息を支払った側) ・行政コスト計算書の「支払利息」を減額 ・資金収支計算書の「支払利息支出」を減額

113

平成27年1月総務省資料（連結財務書類作成の手引き）

Q&A(質問例のみ抜粋)①

1 全体

- 1 統一的な基準とは、どのような会計基準なのでしょうか。
- 2 地方公共団体では、これからも現金主義の予算・決算を行うことになるのでしょうか。
- 3 統一的な基準による地方公会計の整備は、どのようなスケジュールとなっているのでしょうか。
- 4 作成期間について、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付総務大臣通知）では、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間とされていますが、何が例外なのでしょうか。
- 5 一般会計等における財務書類の作成に関して、統一的な基準による地方公会計は、これまでの基準モデルや総務省方式改訂モデルとはどう異なるのでしょうか。
- 6 統一的な基準による地方公会計の整備に関する支援はあるのでしょうか。
- 7 作成した財務書類等は、監査委員の審議対象や議会への報告事項となるのでしょうか。

Q&A(質問例のみ抜粋)②

2 財務書類作成要領

- 1 統一的な基準による地方公会計の報告主体の範囲はどこまでになるのでしょうか。
- 2 地方公営企業法を適用している一部事務組合等についても、報告主体として統一的な基準による財務書類等を作成する必要はあるのでしょうか。
- 3 作成することになる財務書類の体系はどのようになるのでしょうか。
- 4 財務書類の表示単位は円単位としても差し支えないのでしょうか。
- 5 勘定科目の改廃や内訳科目の追加は可能でしょうか。
- 6 示されている資金仕訳変換表のとおりに変換処理しなければならないのでしょうか。
- 7 資産項目と負債項目の流動・固定分類は原則として1年基準とされていますが、何が例外なのでしょうか。
- 8 無形固定資産における仮勘定(その取得が一会計年度を超えるもの)は、どのように計上すべきでしょうか。
- 9 退職手当組合に加入している場合、退職手当引当金はどのように計上するのでしょうか。

2 財務書類作成要領

- 10 貸借対照表における純資産の内訳（余剰分（不足分））について、不足分とはどのような状況であり、どのように記載するのでしょうか。
- 11 行政コスト計算書について、議員報酬はどの勘定科目で処理するのでしょうか。
- 12 純資産変動計算書の「その他」には、具体的にどのような項目の計上を想定しているのでしょうか。
- 13 基準モデル等からの基準変更による影響額等を注記することとされていますが、どのように記載するのでしょうか。
- 14 附属明細書「3（2）財源情報の明細」は、どのように作成するのでしょうか。
- 15 仕訳候補が複数ある予算科目は、どのように仕訳処理するのでしょうか。
- 16 貸借対照表に計上するリース資産やリース債務について、具体的にどの勘定科目で処理すればよいのでしょうか。
- 17 過年度の修正や固定資産が新たに判明した場合は、どこに計上すればよいのでしょうか。
- 18 発生主義・複式簿記を導入する意義は何でしょうか。
- 19 日々仕訳と期末一括仕訳はどちらを導入すべきでしょうか。
- 20 市場公募債を発行した場合で、券面額と差額がある場合、どのように処理するのでしょうか。

3 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き(1)評価基準

- 1 有形固定資産等は、どのように評価するのでしょうか。
- 2 有形固定資産等は、再評価する必要はあるのでしょうか。
- 3 有形固定資産の取得原価の把握のために決算統計の数値を用いることができるのは、具体的にどのような場合でしょうか。
- 4 売却可能資産や棚卸資産の評価、物品の計上基準において、「重要な変動」や「重要性がないと判断される場合」といった文言が出てきますが、これらの重要性は、どのように判断すればよいのでしょうか。
- 5 個別の資産ごとに異なる評価方法を採用しても問題ないでしょうか。また、同一資産に対して、評価方法を変更しても問題ないでしょうか。
- 6 実際に保険契約の目的物とはなっていない立木竹や建物についても、その再調達価額の算定に保険金額を用いて構わないのでしょうか。
- 7 満期保有目的以外の市場価格のない有価証券について、実質価額が著しく低下した場合には相当の減額を行うこととされていますが、実質価額はどのように計算するのでしょうか。
- 8 徴収不能引当金について、不納欠損率を用いて具体的にどのように算定するのでしょうか。
- 9 売却可能資産の範囲はなぜ地方公共団体が任意に特定することとされているのでしょうか。
- 10 基準モデル等を採用している地方公共団体については、今後も引き続き基準モデル等により資産を評価しても差し支えないのでしょうか。

3(2)その他

- 1 固定資産台帳を整備する意義は何でしょうか。
- 2 固定資産台帳は公表を前提とすることとされていますが、個人情報など法令により公表できない情報があつた場合、どのように対処すればよいのでしょうか。
- 3 固定資産台帳の記載項目が例示されていますが、同項目のとおり固定資産台帳を整備しなければならないのでしょうか。
- 4 固定資産台帳の追加記載項目とされている長寿命化履歴には、具体的にどのような内容を記載すればよいのでしょうか。
- 5 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道(3桁国道)や指定区間の一級河川等は、資産として計上しないものの、注記が望まれるとされていますが、注記する場合、どのような評価基準でどのように記載すべきでしょうか。
- 6 重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引の対象について、重要性が乏しい償却資産、当該地方公共団体の活動において重要性の乏しいものといった記載がなされていますが、「重要性の乏しい」とは、どのような場合が該当するのでしょうか。
- 7 PFI事業に関して、所有権がない資産は、どのように処理するのでしょうか。
- 8 例えば耐震工事で耐久性が増す場合は固定資産として計上することが考えられますが、この場合、どのように減価償却の計算をするのでしょうか。
- 9 別途規定するものについては、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(耐用年数省令)よりも長い期間の耐用年数を設定することもできるとされていますが、どのような資産が該当するのでしょうか。
- 10 固定資産台帳の整備の流れは、どのようなものになるのでしょうか。
- 11 固定資産の棚卸(現物確認)は、どのような点に注意すべきでしょうか。
- 12 基金や有価証券、徴収不能引当金等も固定資産台帳で管理する必要はあるのでしょうか。

4 連結財務書類作成の手引き

- 1 連結財務書類の対象範囲について、全部連結のほかに比例連結が採り入れられています。持分法は採用しないのでしょうか。
- 2 法非適用の地方公営事業会計や一部事務組合等についても、固定資産台帳の整備が求められるのでしょうか。
- 3 一部事務組合等について、前会計年度に比例連結の際に利用した比率が変わった場合は、どうするのでしょうか。
- 4 消費税の取扱いについて、一般会計等は税込処理とされていますが、法適用の地方公営企業や第三セクター等は税抜処理としている場合が多い中、連結時に統一する必要はあるのでしょうか。
- 5 連結対象団体(会計)との間で相殺消去をする場合には、具体的にはどのような作業となるのでしょうか。
- 6 連結対象団体(会計)を連結する場合には、具体的にはどのような作業となるのでしょうか。

統一的な基準による地方公会計の整備に係る支援

原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を作成するよう平成27年1月に全ての地方公共団体に要請したところであるが、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減するため、以下のような支援策を講じることとしている。

1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を平成27年1月に公表

⇒ 具体的なマニュアルの公表によって統一的な基準による財務書類の作成等を促進

2. システムの提供

統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアを開発し、平成27年度に地方公共団体に無償で提供する予定

⇒ システム整備の経費負担を軽減するとともに、財務書類作成作業の効率化にも寄与（相当部分が自動仕訳化）

3. 財政支援

固定資産台帳の整備のための資産評価・データ登録等に要する経費について特別交付税措置（平成26～29年度）

※詳細は以下「統一的な基準による地方公会計整備に係る特別交付税措置」を参照

⇒ 特別交付税措置を講じることで地方公共団体の経費負担を軽減

4. 人材育成支援

自治大学校、市町村アカデミー（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施する予定

⇒ 単に財務書類作成のための知識だけでなく、予算編成への活用等に関するノウハウも普及

統一的な基準による地方公会計の整備に係る特別交付税措置

1. 趣旨

平成29年度までに統一的な基準による地方公会計を整備してもらうため、総務大臣通知（平成26年5月23日付け）において、固定資産台帳の整備等を地方公共団体に要請しているところであるが、特別交付税措置を講じることで地方公共団体の経費負担を軽減し、統一的な基準による地方公会計の整備促進を図る。

2. 対象期間

平成26年度から平成29年度まで（4年間）

3. 対象経費

➤ 固定資産台帳の整備に要する経費

資産の評価及びデータ登録に要する経費（更新管理に要する経費を除く）

➤ 専門家の招へい・職員研修に要する経費

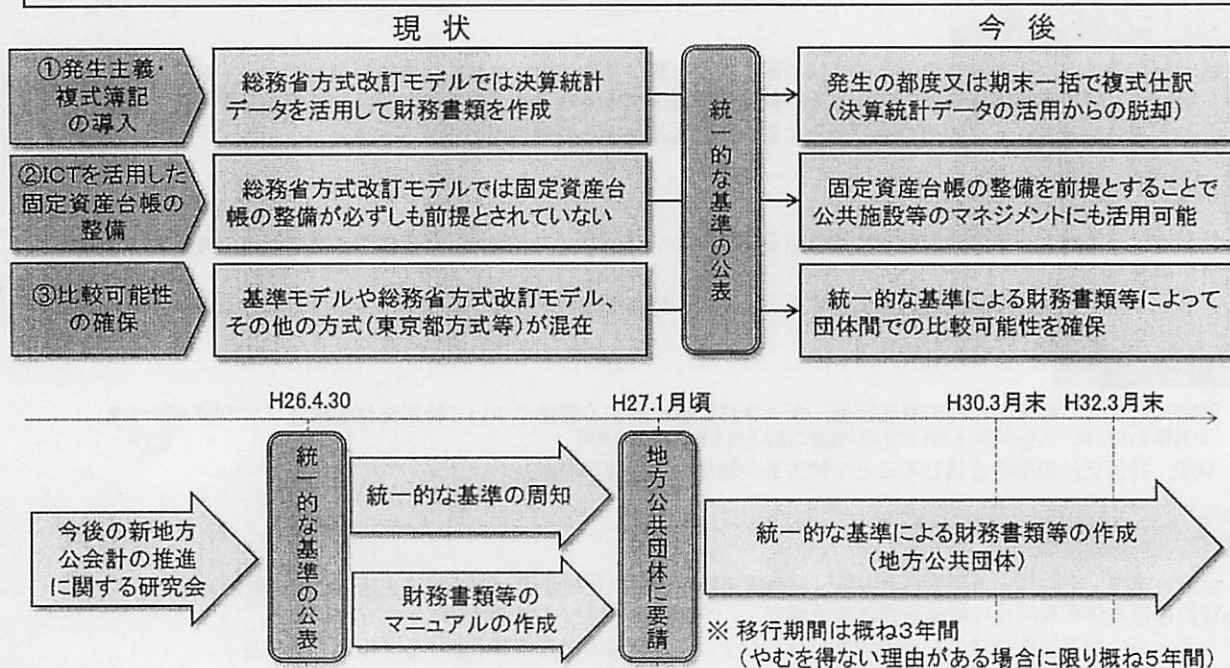
財務書類等の作成に必要なコンサルティング等に要する経費

※1 地方公会計の統一的な基準の導入に係るものに限る。

※2 一部事務組合等については、固定資産台帳の整備に要する経費に資産の棚卸しに要する経費も含む。
（都道府県及び市町村については、既に普通交付税の包括算定経費（平成20～24年度）において措置済み）

※3 地方公会計システムの導入・改修に要する経費については、平成27年度以降の対象経費とすることを検討。

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。



平成27年1月23日総務省公表資料総務省資料一覧

○ 総務大臣通知

「統一的な基準による地方公会計の整備促進」

○ 自治財務局長通知

「統一的な基準による地方公会計マニュアルについて」

- 財務書類作成要領
- 固定資産台帳整備の手引き
- 資産評価の手引き
- 連結財務書類作成の手引き
- 財務書類等活用の手引き
- Q & A 集

基準モデルからの変更点(財務書類関係)

項目	主な変更点
報告主体	○一部事務組合及び広域連合も対象に追加
財務書類の体系	○4表と3表の選択制に ・貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・純資産変動計算書 ・資金収支計算書 ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えないことに
貸借対照表	○報告式から勘定式に ○流動性配列法から固定性配列法に ○金融資産・非金融資産から固定資産・流動資産の区分に ○流動負債・非流動負債から固定負債・流動負債の区分に ○勘定科目の見直し(繰延資産の廃止、投資損失引当金の新設、インフラ資産の内訳や公債の名称変更等) ○純資産の部の内訳について、財源・調達源泉別の資産形成充当財源・その他の純資産の区分から、固定資産等形成分・剰余分(不足分)の区分に簡略化 ○償却資産について、その表示を直接法から間接法に(減価償却累計額の明示)
行政コスト計算書	○経常費用・経常収益の区分に、臨時損失・臨時利益の区分を追加
純資産変動計算書	○内訳の簡略化(固定資産台帳の財源情報が任意に)
資金収支計算書	○業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支に区分の名称変更 ○固定資産等形成に係る国庫等補助金収入を投資活動に ○支払利息の計上箇所を財務的収支から業務活動収支に
その他の様式	○注記事項、附属明細書の充実

124

平成27年1月総務省資料(Q&A集)

基準モデルからの変更点(資産評価・会計処理関係)

項目	主な変更点
有形固定資産の評価基準	○これまで原則として再調達原価で評価し、事業用資産の土地は再評価を行うこととしていたが、原則として取得原価で評価し、再評価は行わないことに ○基準モデル等により評価している資産については、これまでの評価額を許容するが、 <u>新たに取得した資産については取得原価により評価</u>
資産関係の会計処理	○事業用資産とインフラ資産の区分について再整理 ○繰延資産について、勘定科目として計上しないことに
負債関係の会計処理	○連結対象団体及び会計の投資及び出資金は減損方式から投資損失引当金として引当金計上方式に ○貸倒引当金から徴収不能引当金に名称変更 ○賞与等引当金として、法定福利費も含めることに
費用・収益関係	○インフラ資産の減価償却費・直接資本減耗相当は減価償却費として行政コスト計算書に計上することに ○使用の当月または翌月からの償却を可能に
耐用年数	○その取扱いに合理性・客観性があるものについては、耐用年数省令よりも長い期間の耐用年数を設定することも可能に
取替法・減損処理	○その有用性等を検証する観点から、適用している地方公共団体が今後も取扱いを継続することが可能に

125

平成27年1月総務省資料(Q&A集)

総務省方式改訂モデルからの変更点(財務書類関係)

項目	主な変更点
報告主体	○一部事務組合及び広域連合も対象に追加
財務書類の体系	○4表と3表の選択制に ・貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・純資産変動計算書 ・資金収支計算書 ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えないことに ○固定資産台帳の整備と複式簿記の導入が前提
貸借対照表	○公共資産・投資等・流動資産から固定資産・流動資産の区分に ○勘定科目の見直し(有形固定資産について行政目的別(生活インフラ・国土保全、教育等)から性質別(土地、建物等)の表示に変更等) ○純資産の部の内訳について、公共資産等整備国庫補助金等・公共資産等整備一般財源等・その他一般財源等・資産評価差額から、固定資産等形成分・余剰分(不足分)の区分に簡略化 ○償却資産について、その表示を直接法から間接法に(減価償却累計額の明示)
行政コスト計算書	○経常行政コスト・経常収益の区分から経常費用・経常収益・臨時損失・臨時利益の区分に ○性質別・目的別分類の表示から性質別分類のみの表示に(目的別分類は附属明細書で表示)
純資産変動計算書	○内訳の簡略化(財源情報の省略)
資金収支計算書	○業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支に区分の名称変更 ○区分ごとの支出と財源の対応関係の表示から活動区分別の表示に(地方債発行の例:改訂モデルではその性質に応じた区分に計上していたが、統一的な基準では財務活動収支に計上)
その他の様式	○注記事項、附属明細書の充実

126

平成27年1月総務省資料(Q&A集)

総務省方式改訂モデルからの変更点(資産評価・会計処理関係)

項目	主な変更点
有形固定資産の評価基準	○これまで決算統計データから取得原価を推計(売却可能資産は時価)することとしていたが、原則として取得原価で評価することに
資産関係の会計処理	○有形固定資産等の分類について、有形固定資産・売却可能資産から事業用資産・インフラ資産・物品の区分に(売却可能資産は注記対応)
負債関係の会計処理	○回収不能見込額から徴収不能引当金に名称変更 ○賞与等引当金として、法定福利費も含めることに
費用・収益関係	○使用の当月または翌月からの償却を可能に
耐用年数	○決算統計の区分に応じた耐用年数から、原則として耐用年数省令の種類の区分に基づく耐用年数に変更 ○その取扱いに合理性・客観性があるものについては、耐用年数省令よりも長い期間の耐用年数を設定することも可能に

127

平成27年1月総務省資料(Q&A集)